

気候変動対策認証センターの業務

気候変動対策認証センター事務局次長 Kazuyoshi Sasaki
佐々木 和嘉

気候変動対策認証センターとは

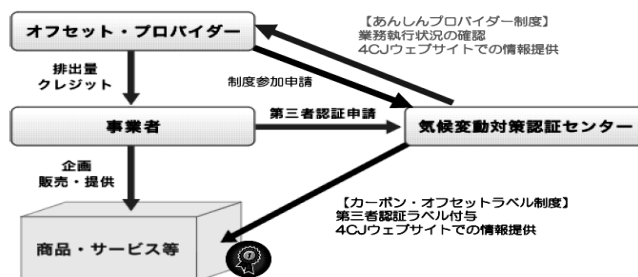
気候変動対策認証センター（英名 Certification Center on Climate Change, Japan）は、第三者認証の実施等により、気候変動対策事業の透明性や信頼性を向上していくことを目指して平成20年10月に設立されました。

OECC 内に当認証センターが設置された主な理由は、環境省所管の社団法人としての非営利・公益性に加えて、認証を行うにあたっての中立性・独立性を確保するためです。また、平成20年9月に英国環境・食料・農村地域省(DEFRA)と日本国環境省 (MOEJ) 間でカーボン・オフセット等に関する協力推進が合意された際に、日本側の関係機関として OECC が指定されていること¹、京都メカニズム情報プラットフォームやカーボン・オフセットフォーラム (J-COF) など多数の関連業務経験があることから、専門家からのアドバイスを活かして制度構築・運営を行っていくのに十分な環境が整っていることも挙げられます。

当認証センターの当面の業務として、環境省により作成された「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」、「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」、「オフセット・クレジット (J-VER) 制度実施規則」や関連するガイドライン類に則り、「カーボン・オフセット認証制度」、「オフセット・クレジット(J-VER)制度」の運営を行っています。低炭素社会に向けた低炭素化のためのインフラとして当認証センターが運営する諸制度を活用いただければ幸いです。

カーボン・オフセット認証制度の運営

カーボン・オフセット認証とは、当認証センターが、カーボン・オフセットに取り組む事業者等に対して、環境省「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準（第三者認証基準）」に基づいて認証し、カーボン・オフセットラベルを付与することを指します。カーボン・オフセット認証制度は、カーボン・オフセットフォーラム (J-COF) の課題別ワークショップ「カーボン・オフセットに係る透明性



の確保、第三者認証及びラベリング」において検討されたものです。カーボン・オフセット認証制度には、「カーボン・オフセットラベル制度」と「あんしんプロバイダー制度」という2つのサブスキームがあります。

「カーボン・オフセットラベル制度」は、環境省第三者認証基準に基づき、事業者等の商品使用・サービス利用、会議・イベント、自己活動等のカーボン・オフセットの取組を認証し、事業者に対して、カーボン・オフセットラベルを付与するものです。同制度は、事業者の申請に基づき、「①自らの温室効果ガスの排出量を認識し、②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、③削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）を購入すること、又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、④その排出量の全部又は一部の埋め合わせを行い、⑤カーボン・オフセットに関する適切な情報提供を行う」というカーボン・オフセットの一連のプロセスが適切に行われているかどうかを第三者認証基準を用いて審査され、専門家による委員会の認証によりラベルが付与されます。事業者は認証範囲において、商品やサービス等にラベルを印刷・添付して商品やサービスを販売することができます。

「あんしんプロバイダー制度」は、オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出量クレジットの取扱方等を確認した上で、ウェブサイトにおいてそれらの情報を公表することによって、事業者・消費者等によるオフセット・プロバイダー選択に寄与する取組です。当制度において、オフセット・プロバイダーの情

¹ 現在は、英国政府の改組により、エネルギー気候変動省 (DECC) に役割が引き継がれています。

報を公開することは、カーボン・オフセット第三者認証の手続きをより円滑に進めることにも貢献し、カーボン・オフセットの取組の普及や質的向上を後押しするものです。また、オフセット・プロバイダーは気候変動対策認証センターという第三者機関を利用して、透明性を確保するための取組を行っていることを表明することができます。事業者がカーボン・オフセットラベルの申請を行う際に、あんしんプロバイダー制度参加者を利用した場合は、一定の手続きが簡略化されるため、手数料等の優遇を受けることができます。

この2つのサブスキームにより、カーボン・オフセットに関する信頼性を高め、カーボン・オフセットを普及させていくことを支援していきます。当認証センターは、同制度における各委員会等の事務局や認証案件管理業務等を担い、同制度の認証・運營業務全体のサポートを行っています。

(参考)カーボン・オフセットに係る制度の全体像



オフセット・クレジット(J-VER)とは、環境省オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づいて発行される国内における自主的な温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトから生じた排出削減・吸収量を指します。同制度の設計は環境省による「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会」において行われ、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会によって採択されました。主な対象事業としては、森林バイオマス活用による温室効果ガス排出削減事業、森林管理による温室効果ガス吸収事業、再生可能エネルギー活用による温室効果ガス排出削減事業等であり、対象事業は制度整備に伴い広がりつつあります。

同制度のプロセスとしては、「①温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト実施者がプロジェクトを申請すると、②オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会によりプロジェクトが審査・登録される。③登録されたプロジェクトの実施による温室効果ガス排出削減・吸収量はプロジェクト実施事業者によりモニタリングされ、④その結果は検証機関により検証され、検証結果はオフセット・クレジット認証運営委員会に提出される。⑤オフセット・クレジット認証運営委員会は検証結果に基づき温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を行い、⑥排出量クレジットをプロジェクト実施事業者のオフセット・クレジット(J-VER)登録簿において発行する。⑦プロジェクト実施事業者はこの排出量クレジットを、カーボン・オフセットを行う事業者等に売却することができる。⑧クレジットを購入したカーボン・オフセットを行う事業者等はクレジットを利用(無効化)して、カーボン・オフセットを行うことができる。」というものになっています。

以上のように、これまで費用的な問題で温室効果ガスの排出削減を実施できなかった事業者や、管理が必要な森林を多く所有する地方自治体等にとっては、温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの費用の全部

や一部を、「オフセット・クレジット(J-VER)」の売却資金によって埋め合わせることが可能となります。オフセット・クレジット(J-VER)の創出は結果的に、国内におけるプロジェクトベースの自主的な温室効果ガス排出削減・吸収の取組を促進することになり、国民運動として進められている低炭素社会形成を促す原動力となりうるものです。

当認証センターは、同制度における意思決定機関であるオフセット・クレジット認証運営委員会、方法論パネル等の事務局やオフセット・クレジット(J-VER)登録簿管理業務等を担い、同制度の認証・運營業務全体のサポートを行っています。

オフセット・クレジット(J-VER)制度の運営

